

別表第1（第2条関係）

校名	区域
越生小学校	越生町大字越生、上野、如意、西和田、大谷、鹿下、古池、成瀬、黒岩、及び越生町越生東、上野東
梅園小学校	越生町大字津久根、小杉、大満、黒山、龍ヶ谷、麦原、上谷、堂山
越生中学校	越生町全域

別表第2（第3条関係）
通学指定校変更許可基準

理 由	許 可 基 準	取 扱 い
<p>1 家庭に関する理由</p>	<p>① 児童の保護者がすべて居宅外就労あるいは、病気療養等により、当該児童の保護に欠けるため、他の学区等の家庭に保護されている場合</p> <p>② 児童の下校後、保護者が勤務の都合で自宅に不在となるため、学童保育を利用していたが、学区内に施設がないため。</p> <p>③ 保護者が居宅地とは別に店舗を経営しており、早朝出勤、夜半来宅という状況にあり、子どもの世話ができない場合。</p> <p>④ 両親の離婚により、子どもが受けた精神的な負担の配慮で、通学について保護者の責任で子どもの安全が確保できる場合。</p> <p>⑤ 父親の病気に伴う母親の付き添い看護により小学校低学年の児童の養育を十分に行えない状況にあり、後見人の住む学区へ移る場合。</p>	<p>① 居宅外就労の場合は、保護者の就労証明書、病気療養の場合には医師の診断書等により事実を確認する。許可期間は学年を単位とし、学年進行ごとに就労状況等を再確認のうえ更新できる。</p> <p>② 町で何らかの措置をとり、特に不便をきたさない場合は該当なし。</p> <p>③ 他市町村の場合には、当該市町村教育委員会と協議する。</p> <p>⑤ 父母の立場が異なる場合も適用する。</p>
<p>2 居住に関する理由</p>	<p>① 居住等の新築により転居が予定されている場合で、入学時から転居予定地の学区等の学校に就学を希望する場合</p> <p>② 学年にかかわらず児童生徒が転居により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨申請があった場合。</p>	<p>① 転居が確実にあることを証明できる書類（建築確認申請書等）の写しを添付させる。</p> <p>② 保護者及び児童生徒の意向を確認し年度途中にあつては学年末までに許可しその後年度ごとに更新する。</p>

<p>3 身体的な理由</p>	<p>① ことば、きこえ、こころの各教室への通級の場合で就学支援委員会によって総合診断され保護者からの希望があった場合。 ② 心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合。</p>	<p>① 就学支援委員会と連絡を取り確認すること。また、校医等担当医師の診断・意見を聞く。</p>
<p>4 その他の理由</p>	<p>① いじめ、登校拒否 ② その他、真にやむを得ない理由があると、教育委員会が認める場合</p>	<p>① 許可期間はその適当と認められる期間 ② 特別な事情に係る場合はそれぞれの事情に応じて関係機関との連携を図り、あるいは関係書類の写しを添付させる等により事実確認に努めること。</p>

様式第1号（第3条関係）

指定校変更申請書

下記の児童を指定校変更により（越生小学校・梅園小学校）に通学させたいので、承諾くださるようお願いします。

(ふりがな) 児童・生徒氏名		平成 年 月 日生
		平成 年 月 日生
		平成 年 月 日生
通学希望期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
住所及び 連絡先	越生町 連絡先 ()	
指定校変更の理由		
通学方法		
その他	通学については、保護者が責任を持ちます。	
(宛先) 越生町教育委員会 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 保護者氏名 印 </div> 年 月 日		

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

指定校変更承認（却下）通知書

下記の児童が指定校変更により（越生小学校・梅園小学校）に通学することについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

(ふりがな) 児童・生徒氏名		平成 年 月 日生
		平成 年 月 日生
		平成 年 月 日生
通学希望期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
住所及び 連絡先	越生町 連絡先 ()	
承認（不承認） 理由		
通学方法		
その他		
年 月 日		
越生町教育委員会		